

平成 30 年度 沖縄県本庁舎広告ポスター取扱業者募集要項

沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領第 2 条第 2 号に基づく、沖縄県（以下「県」という。）が行う沖縄県本庁舎広告ポスター取扱業者（以下「広告ポスター取扱業者」という。）として応募される方は、本募集要項および沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領の各事項をご理解のうえ、お申込みください。

1 広告を掲出するポスター

設置施設名	掲出場所	ポスター枠(※)	ポスター枚数
沖縄県本庁舎	東側エレベーター内 5 基	縦 575mm 横 825mm 1 枠	1 枠× 2 枚× 5 基 計 10 枚
沖縄県本庁舎	西側エレベーター内 5 基	縦 575mm 横 825mm 1 枠	1 枠× 2 枚× 5 基 計 10 枚

※ ポスター規格 1：縦 575mm×横 412mm（標準） ポスター規格 2：縦 575mm×横 825mm

2 掲出期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで

詳細は、別紙「沖縄県本庁舎広告ポスター掲出仕様書」参照。

3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 県内において過去 5 年間に広告ポスター等の製作および掲出の実績があること。
- (3) 県の指名停止を受けていないものであること。
- (4) 国税・県税を滞納していないこと

4 応募手続

(1) 応募方法

郵送または持参による（電話、ファックス、メール等による応募の受付は行いません。）。

(2) 応募先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（5 F）
沖縄県 総務部 管財課 庁舎管理班

(3) 応募期間等

平成 30 年 8 月 22 日（水）から平成 30 年 9 月 5 日（水）まで

※郵送の場合、平成 30 年 9 月 5 日（水）午後 5 時必着

※持参の場合、受付時間は午前 9 時 00 分から午前 11 時 30 分、午後 1 時から午後 4 時 30 分
（土、日および祝祭日は受付を行いません。）

(4) 必要な書類（各 1 部）

次の書類により応募して下さい。

- ① 沖縄県本庁舎広告ポスター取扱業者応募申込書（別紙 1）
- ② 沖縄県本庁舎広告ポスター広告料見積書（別紙 2、要封入）
- ③ 納税証明書（国税・県税の直近 1 年度分）
- ④ 前記 3 の (2) に係るポスター等の製作および掲出実績を示す書類等（契約書等の写し）

5 参考

- (1) 本庁舎勤務者数（平成 30 年 4 月 1 日現在）
約 2,900 人
- (2) エレベーター 1 F 乗降者数(平日 8:00～18:00)
東西エレベーター（各 5 基）：約 6,100 人／日
- (3) 稼働状況

■東側(正面入口から左側)：基準階地上 1 階

区 分	開庁日	閉庁日
	時 間：稼 働 階	
1～3号機	07:00～08:15：地上 1～14 階 08:15～08:45：地上 1～9 階（出勤時モード） 08:45～22:00：地上 1～14 階	停止
4～5号機	08:15～08:45：地下 2・1 階、地上 1 階、地上 10～14 階 （出勤時モード） その他の時間：地下 2～14 階	稼働(地下 2～14 階)

■西側(正面入口から右側)：基準階地下 1 階

区 分	開庁日	閉庁日
	時 間：稼 働 階	
1～3号機	07:00～08:15：地下 1～14 階 08:15～08:45：地下 1～9 階（出勤時モード） 08:45～19:00：地下 1～14 階	停止
4～5号機	08:15～08:45：地下 2・1 階、地上 1 階、地上 10～14 階 （出勤時モード） その他の時間：地下 2～14 階	稼働(地下 2～14 階)

6 広告ポスター取扱業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、前記 3 応募資格要件に定める資格を全て満たしているものを選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうちから、沖縄県が定めた予定価格以上で最高の見積価格で応募したものを広告取扱業者とします。なお、最高価格の応募が二つ以上ある場合は抽選により選定します。
- (3) 広告取扱業者の決定は、概ね平成 30 年 9 月 14 日(金)を予定しています。

7 行政財産使用許可申請の手続

広告取扱業者に決定されたものは、広告ポスターを掲出する際に、別途定める期日までに次の書類を各 1 部提出していただきます。

- ①沖縄県本庁舎広告ポスター掲出申込書（別紙 3）
- ②行政財産使用許可申請書（県指定様式 別紙 4）
- ③その他参考となる書類

8 広告主の募集

- (1) 広告主の募集は、広告ポスター取扱業者が行います。ただし、募集の際は、県と協議のうえ

原則として県ホームページを通じ行います。これは広告ポスター取扱業者の独自の営業活動を妨げるものではありません。

- (2) 広告掲出に応募するものは、広告ポスター取扱業者に申し込みます。
- (3) 広告ポスター等の制作は広告ポスター取扱業者が行います。
- (4) 広告の掲出等については、沖縄県本庁舎広告事務取扱要領および別添沖縄県本庁舎広告ポスター掲出仕様書に従ってください。
- (5) 掲出しようとする広告の内容等について掲出前に「沖縄県本庁舎広告ポスター掲出申込書」(別紙3)を提出し、沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領第3条に基づく県の審査を受けなければ掲出できません。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければなりません。
- (6) 広告ポスター設置枠数を超過して応募がある場合、県は次の順序に従い、広告掲出を決定します。
 - ① 掲出期間が長期のもの。
 - ② 県内産業の育成、県産品の販売促進、観光振興等本県経済の活性化に資するもの、または、県民が利用可能な文化、スポーツ、レクリエーション施設等と判断することができるもの
 - ③ 公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有するもの
 - ④ 県内に事業所等を有するもの

9 広告ポスター取扱業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、広告ポスター取扱業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由がなく指定する期日までに広告ポスター掲出に関する契約および行政財産使用許可の手續に応じなかった場合。
- (2) 広告ポスター取扱業者が前記3に定める応募資格要件を失った場合。
- (3) 虚偽または不正な方法により決定を受けたことが明らかになったとき。

10 確認事項

- (1) 応募者は、本要項、沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領、沖縄県本庁舎広告ポスター掲出取扱契約書(案)および同仕様書等の内容を十分承知し、かつ遵守して下さい。
- (2) 提出された書類等は、返却しませんのでご留意下さい。

11 その他

- (1) 広告ポスター取扱業者は、その決定後に県と広告ポスター掲示に関する契約を締結します。(別添契約書(案)参照)
- (2) 広告ポスターの掲示にあたっては、広告ポスター取扱業者は、沖縄県公有財産規則(平成元年4月28日規則第40号)第28条の規定に基づく行政財産の使用許可を受ける必要があります。
- (3) 広告ポスター取扱業者が、広告ポスターを掲出することができない場合、県は県庁関係機関のポスターを掲示することがあります。

12 問い合わせ先

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(5F)

沖縄県 総務部 管財課 庁舎管理班 (TEL: 098-866-2106)

ポスター広告担当